



トピックス	TOP	MPD
S・A	1・2	1・2
論文	1	1

幸福追求権



すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする(憲法13条)。

幸福追求権の意義

① 意義

憲法13条は、**個人の尊重**とともに**生命、自由及び幸福追求に対する権利**を定めている。この生命、自由及び幸福追求に対する権利を**幸福追求権**という。

② 性格

今日では、憲法に定められた**個別的な人権の列举**に含まれていないにもかかわらず、人権として保障する必要が高い利益の根拠(**包括的人権**)になるとされている。

【憲法13条の性格】

考え方	性質	内容	判例
抽象的権利説	抽象的な権利	民法709条(不法行為)等の他の法令の規定による 補充 を受けて、具体的権利となる。	×
具体的権利説	具体的な権利	憲法13条自体 が具体的権利である。	○



この憲法13条の性格についての考え方には、**抽象的権利説**と**具体的権利説**の2つの説があり、判例は**具体的権利説**を採用しています。

③ 具体的権利説による定義

憲法の幸福追求権自体が、**具体的内容を持った法的権利**であるとする見解である。

具体的権利説の代表的な見解では、幸福追求権を**個人の尊重に直結した権利**として、人間が**一個の人格**として存在していくために必要不可欠な権利と定義している。

限界

① 保障の範囲

幸福追求権として保障される利益は、**多岐にわたる**可能性がある。

② 制約

幸福追求権も**絶対無制約**のものではなく、憲法13条が明記するとおり「**公共の福祉**」による制約を受ける。

だが、幸福追求権が個人の尊重に直結した人格的利益に関わるものであることからすれば、政策的制約は許されず、**内在的制約**のみ許容されるというべきである。

【公共の福祉による制約】

人権の制約原理	人権制限の基本基準
内在的制約(自由国家的公共の福祉)	厳格な審査基準
政策的制約(社会国家的公共の福祉)	緩やかな審査基準

※内在的制約は、規制等の**程度・手段が必要最小限度**であれば許される。

※政策的制約は、規制等が**著しく不合理であることが明白**でなければ許される。

具体的内容

判例で認められた(言及された)幸福追求権

- ① 肖像権(最判昭44. 12. 24)
- ② 名誉権(最判昭61. 6. 11)
- ③ プライバシー権(最判平15. 9. 12)
- ④ パブリシティ権(最判平24. 2. 2)
- ⑤ 指紋押捺を強制されない自由(最判平 7. 12. 15)
- ⑥ 喫煙の自由(最判昭45. 9. 16)



身体への侵襲を受けない自由

生殖腺除去手術を要しない性同一性障害者に対し、身体への侵襲を受けない自由を放棄して手術を受けるか、又は性自認に従った取扱いを受ける法的利益を放棄して性別変更審判を受けることを断念するか、という二者択一を迫るものであるから、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項4号の規定は憲法13条に違反する(最決令 5. 10. 25)。



マンガでTRY 法学論文 刑法

TOPの論文 **5**、TOP・MPDの論文 **3** とリンク！



権利行使と恐喝罪

甲は、後輩のAに50万円を無利子で貸したが、返済期日を過ぎても返さないため、A宅に押し掛け、Aに対し入墨を見せて威嚇しながら「金銭債権者の権利として言うが、いい加減に早く返せよ。返さないと怪我をするぞ」等と怒号したところ、畏怖したAは、その場で甲に50万円を返済した。



問 この場合の甲の刑責について述べなさい。



解答・解説は次ページで ➡